

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 5 年 12 月 1 日 (金曜日) 定期第 466 号

目次	ページ	青少年保護育成条例による有害興行の指定 (福祉子どもみらい・青少年課)	537
○告示		○公告	
保安林の皆伐面積の限度 (環境農政・水源環境保全課)	537	都市計画の図書の写しの縦覧 (県土整備・都市計画課)	538
監視伝染病の発生を予防するための消毒方法等の実施命令 (環境農政・畜産課)	537	○正誤	538

特定調達契約に係る入札公告は、県公報に掲載します。そのほかの入札公告は、各発注機関が、かながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステム、県のホームページ等に掲載します。

告 示

神奈川県告示第501号

令和 5 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積は、次のとおりである。

令和 5 年 12 月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

地 域	保安林の種類	皆伐面積の限度たる面積
神奈川県東部地区 (横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び三浦郡の区域)	土砂流出防備保安林	ヘクタール 9.68
神奈川県中部地区 (相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡、中郡及び愛甲郡の区域)	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	606.14 1,158.46
酒匂川地区 (小田原市東部、秦野市、南足柄市及び足柄上郡の区域)	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	708.06 557.58
早川地区 (小田原市西部及び足柄下郡の区域)	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	19.96 225.79
相模原地区 (相模原市の区域)	干害防備保安林 保健保安林	0.12 72.16
小田原地区 (小田原市の区域)	干害防備保安林	0.06
三浦地区 (三浦市の区域)	防風保安林	0.10
秦野地区 (秦野市の区域)	保健保安林	32.34
厚木地区 (厚木市の区域)	保健保安林	9.56
南足柄地区		

(南足柄市の区域)	保健保安林	6.70
葉山地区 (三浦郡葉山町の区域)	保健保安林	0.70
山北地区 (足柄上郡山北町の区域)	保健保安林	39.46
湯河原地区 (足柄下郡湯河原町の区域)	保健保安林	4.37
清川地区 (愛甲郡清川村の区域)	保健保安林	0.12

神奈川県告示第502号

家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 9 条の規定により、次のとおり消毒方法等の実施を命ずる。

令和 5 年 12 月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 実施の目的
家さんの高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- 実施する区域
県内の家さんの飼養施設及びその周辺の区域であって、家畜保健衛生所長が必要と認めた区域
- 実施の期日
令和 5 年 12 月 4 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法の別
消毒方法
- 実施方法
家畜伝染病予防法施行規則 (昭和 26 年農林省令第 35 号) 別表第 3 の消毒方法による。
- その他
消毒方法の種類その他消毒方法の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第503号

神奈川県青少年保護育成条例 (昭和 30 年神奈川県条例第 1 号)

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部四三四円 (消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜 (〇四五) 二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五一一七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜 (〇四五) 五七一三五〇八

毎週火曜日及び金曜日発行

この公報は再生紙を使用しています